

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「飲用適の水」

食品、添加物等の規格基準（S34. 厚告第370号）の第1食品D各条○清涼飲料水の製造基準（H5. 厚告第245号による改正）

水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水又は次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第3欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の第2欄に掲げる基準に適合する水をいう。

	第1欄（検査項目）	第2欄（基準値）	第3欄（検査方法）	料金(税抜き)	量(ml)
1	一般細菌	100以下/ml	標準寒天培地法	2,800	100
2	大腸菌群	検出されない	乳糖ブイヨン-ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法(LB-BGLB)	4,300	
3	カドミウム	0.01mg/L以下	ICP法(orフレイムレス-原子吸光光度法)	8,000	300☆
4	水銀	0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	9,000	100
5	鉛	0.1mg/L以下	ICP法(orフレイムレス-原子吸光光度法)	8,000	300☆
6	ヒ素	0.05mg/L以下	水素化物発生-原子吸光光度法 (orフレイムレス-原子吸光光度法)	10,000	200
7	六価クロム	0.05mg/L以下	ICP法(orフレイムレス-原子吸光光度法)	8,000	300☆
8	シアン	0.01mg/L以下	吸光光度法	7,000	100
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(or吸光光度法)	4,500	200★
10	フッ素	0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(or吸光光度法)	5,000	
11	有機リン	0.1mg/L以下	吸光光度法	8,000	1000
12	亜鉛	1.0mg/L以下	ICP法(orフレイムレス-原子吸光光度法)	6,000	300☆
13	鉄	0.3mg/L以下	ICP法(orフレイムレス-原子吸光光度法) (or吸光光度法)	6,000	
14	銅	1.0mg/L以下	ICP法(orフレイムレス-原子吸光光度法)	6,000	
15	マンガン	0.3mg/L以下	ICP法(orフレイムレス-原子吸光光度法)	6,000	
16	塩素イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(or滴定法)	3,600	200★
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	滴定法	3,500	200
18	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法	2,800	500
19	陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下	吸光光度法	8,000	200
20	フェノール類	フェノール類として 0.005mg/L以下	吸光光度法	8,000	200
21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/L以下	滴定法	4,000	200
22	pH値	5.8 ~ 8.6	ガラス電極法(or比色法)	1,500	200
23	味	異常でない	官能法	1,000	200
24	臭気	異常でない	官能法	1,000	
25	色度	5度以下	比色法(or透過光測定法)	1,000	200
26	濁度	2度以下	比濁法(or透過光測定法) (or積分球式光電光度法)	1,000	

(☆ 7項目共通で 300ml)

全項目(26項目) 一括依頼 ¥82,300 サンプル量 5L以上(最低4L)

(★ 3項目共通で 200ml)